装管調第２６６号
２７．１０．１
一部改正　装管調第８４１４号
令和４年５月２７日

長官官房総務官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官　殿
調達事業部長

調達管理部長
（公印省略）

事故処理委員会について（通知）

標記について、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３４号。）第５５条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

（目的）
第１条　この通知は、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３４号。以下「訓令」という。）第５５条第２項の規定に基づき事故処理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、防衛装備庁において調達する装備品等及び役務の契約の事故の処置について審議及び答申を行い、当該事故の公正かつ円滑なる処置に資することを目的とする。
（組織）
第２条　委員会は、委員長及び委員６名をもって構成する。
⑴　委員長　調達管理部長
⑵　委　員　長官官房総務官、長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官
２　委員長は、必要があると認める場合には、前項に掲げる者以外の者を事故処理委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

３　委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合には、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。
４　委員に事故がある場合又は委員が欠けた場合には、その代理者を出席させることができる。
５　幹事は、調達管理部調達企画課長である委員をもって充て、委員長の命を受け、委員会の開催、運営その他委員会に関する事務を処理する。

（委員会への付議）

第３条　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官（以下「調達事業部物別調達官」という。）は、訓令第５５条第１項の規定により諮問案を作成した場合は、調達管理部調達企画課長の合議を経て、調達事業部長の決裁を受け、幹事に送付するものとする。

（委員会の招集）

第４条　委員長は、委員会を招集する。
２　幹事は、委員会の開催に当たっては、あらかじめ委員に前条に規定する諮問事項を配布するとともに、日時及び場所を通知するものとする。

（委員会の運営）

第５条　委員長は、委員会を主宰する。
２　委員会は、委員の２／３以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
３　委員は、諮問事項を審議するため委員会に出席し、諮問事項について疑義のある場合には質問し、意見を述べるものとする。
４　訓令第５５条第１項の規定により諮問案を作成した調達事業部物別調達官は、説明員として委員会における審議に際し、当該諮問事項について説明を行うとともに、委員の質問又は委員から提出された意見に答えるものとする。
　また、説明員は、必要があると認める場合には、説明者を帯同し、説明させ及び質問又は意見に答えさせることができる。

（議決）

第６条　委員会の議決は、出席委員（代理者を含む。）の過半数により決することとし、可否同数の場合には、委員長の決するところによる。ただし、委員長は、可否同数の場合又は可否の差が少数である場合には、議決を留保して再度の委員会の審議に付することができる。

（答申）

第７条　幹事は、委員会の議決に基づき、委員長の決裁を受けて答申書を作成し調達事業部長を経て、装備庁長官に提出するものとする。
２　幹事は、装備庁長官が答申書のとおり措置することを決定した時、又は装備庁長

官から特に指示を受けたときは、その旨を諮問事項を送付した調達事業部物別調達官に通知するものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務（議事録の作成及び保管を含む。）は、調達管理部調達企画課において行う。

（雑則）

第９条　この通知において、調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官及び調達事業部航空機調達官は、第３条及び第５条に規定する事務のうち当該調達事業部物別調達官付室に係る事務を当該調達事業部物別調達官付の室長に委任することができる。この場合において、第７条第２項に規定する通知は、調達事業部物別調達官にかえて当該室長にあてるものとする。